

1. 件名：「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 HTTR 原子炉施設の新規制基準への適合性の確認に関する事業者ヒアリング（219）」

2. 日時：令和2年12月18日（金）17時00分～17時40分

3. 場所

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

（1）原子力規制庁 原子力規制部

新基準適合性審査チーム

戸ヶ崎安全規制調整官、塩川安全審査官、榎見安全審査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高温工学試験研究炉部 部長 他3名

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、平成30年10月17日付けで申請（令和2年12月2日付けで一部補正）のあったHTTRの新規制基準適合性に係る大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請^{※1}に関し、令和2年12月9日のヒアリングで質問のあった設計想定事象や、多量の放射性物質等を放出する事故（以下「bdba」という。）に係る教育・訓練を保安規定が認可される前に実施することの可否等について、原子力規制庁から以下のとおり回答した。

① 試験研究の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第10条第1項第2号において、bdbaに係る要員の教育・訓練は年1回以上定期に行うことが要求されている。

② 試験研究用等原子炉設置者が新規制基準適合性確認終了後の運転開始前に、あらかじめbdbaに係る教育・訓練を実施することを保安規定に定めていれば、運転開始前の当該教育・訓練が必要となり、運転開始前に当該教育・訓練を実施することを保安規定に定めていない場合は、保安規定の認可後1年以内の当該教育・訓練が必要となる。

（2）原子力機構から、上記（1）の回答の趣旨について了解し、試験研究用等原子炉設置者として、原子力安全に対する責任を果たすため、訓練計画を作成し、自主的にbdba等に係る要員の教育・訓練や運転員の力量の認定を行っていく旨の発言があった。

6. 配付資料

なし

※1 [日本原子力研究開発機構からHTTR原子炉施設の新規制基準適合性に係る保安規定変更認可申請の一部補正を受理\(令和2年12月2日ホームページ掲載\)](#)